

平成22年報告版

(提出期間:平成23年1月1日~3月31日)

有害物ばく露作業報告書の書き方

報告対象物の年間500kg 以上の製造・取扱いがある事業場については、例外なく報告が必要です。

注意！22年報告には変更点があります。→詳しくはP.3へ

・22年報告から報告のスケジュールがかわりました。

※今回のスケジュールの見直しに伴い、22年中の報告はありません。

・報告内容や報告様式がかわりました。

様式第21号の7(第95条の6関係) (表面)											
82002		有害物ばく露作業報告書						ページ	最終ページ		
労働保険番号 <small>都道府県(支局) 市町村 登録番号(登録年月日) 登録番号(登録年月日)</small>		事業場の名称									
事業の種類		労働者数		人		郵便番号()		電話()			
ばく露作業報告対象物の名称		名称				コード		対象年(7:平成 → 元年 年)			
対象物等の 用 途	ばく露作業の種類		対象物等の名称		年間製造・ 取扱い量	作業1回あたりの 製造・取扱い量	対象物等の 物理的性状	対象物等の 温 度	1日当たりの 作業時間	ばく露作業 従事者数	発散抑制措置の状況 (右に詰めて記入する。)
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
	50の場合は具体的に ()				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	50の場合は具体的に ()
年 月 日 事業者職氏名 <small>労働基準監督署長印</small>										印 受付印	

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1. 報告の目的

「有害物ばく露作業報告」は、ガンなどヒトに重篤な健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で指摘されている物質（報告対象物質※¹）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署等に報告いただくものです。

厚生労働省では平成18年度から化学物質による労働者の健康障害のリスク評価※²を本格的に実施していますが、リスク評価の対象物質は、報告対象物質の中から選定されており、報告いただいた情報はリスク評価に活用されています。

報告対象物質が不適切に取り扱われる場合には、当該物質を取り扱う労働者の健康に深刻な影響を与えるおそれがあることから、労働者の健康を守る観点から、リスク評価を進め、リスクの高い作業の把握やその原因の解析をおこない、これに基づき適切な健康障害の防止措置をとることが重要となります。

このように、有害物ばく露作業報告はリスク評価での活用等、労働者の健康を守るために大切な情報であるため、法令※³に定められた報告となっています。

事業者の方々には報告負担とは存じますが、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守るため、有害物ばく露作業報告を提出してください。

※1 p.3 から p.7 までを参照

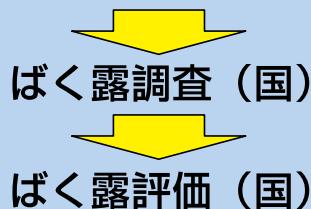
※2 下図を参照

※3 p.13 を参照

労働者の化学物質による健康障害に係る リスク評価のしくみ

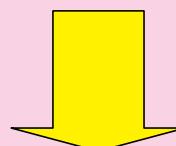
ばく露評価

有害物ばく露作業報告（事業者）



有害性評価

有害性情報の収集（国）



リスク評価

リスク評価では、ばく露調査から得られたばく露濃度の最大値と、有害性評価から得られた評価値を比較して問題となるリスクがあるかを評価します。

問題となるリスクが確認された場合には、当該化学物質について健康障害防止措置等の導入が検討されます。

※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-2010/01/dl/s0107-3c.pdf>)

2. 報告概要

●報告が必要な事業者

報告対象期間に報告対象物毎に 500kg 以上※製造、又は取り扱った作業場における事業者の方は、報告が必要です。

製造、又は取り扱いが少量又は短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、すべからく報告してください。

※報告対象物を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、又は取り扱い量」×「報告対象物の含有率」が 500kg 以上になる場合に報告が必要になります。

●報告対象期間（変更されました！）

22 年報告では、今年 1 年間（平成 22 年 1 月 1 日から 12 月 31 日）の作業について、平成 23 年 1 月 1 日から 3 月 31 日の間に報告します。

●報告対象物

報告対象物は p.3 から p.7 までの 43 物質です。

●報告の手順

- ① 報告書の用紙を最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局から入手します。
- ② 報告書を「4. 報告書の書き方 (P.7)」に従って作成します。
- ③ 報告書は平成 23 年 1 月 1 日～3 月 31 日の間に事業場の地域を管轄する労働基準監督署に提出します。

※ 署名のための電子証明書をお持ちの方は、電子ファイルによる提出が可能です。電子ファイルを提出する場合は電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）を参照してください。

3. 報告対象物質

※ コード番号（平成 21 年厚生労働省告示第 503 号に示す番号）は従来と異なりますのでご注意願います。

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
1	2-アミノエタノール (141-43-5)	【80】 0.1%未満	エタノールアミン、 モノエタノールアミン、グリシノール	GHS：神経毒性「区分1」 ・神經系、肝臓の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による神經系、精巣、消化器、肝臓、腎臓、呼吸器の障害 ACGIH: 3 ppm ・眼および皮膚刺激 日本産衛学会: 3 ppm	合成洗剤、乳化剤、界面活性剤等
2	アルファーメチルスチレン (98-83-9)	【82】 0.1%未満	イソプロペニルベンゼン、2-フェニルプロパン	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神經系の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH: 50 ppm ・上部気道刺激；中枢神經障害	樹脂の耐熱・耐衝撃性の強化、ポリエステル樹脂、アルキド樹脂の変性
3	一酸化二窒素 (10024-97-2)	【83】 0.1%未満	亜酸化窒素、笑気	GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による血液、神經系、肝臓、腎臓の障害 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ACGIH: 50 ppm ・中枢神經障害；溶血現象；胎児／胚損傷	麻酔用ガス、機器のキャリアガス
4	2-エチルヘキサン酸 (149-57-5)	【85】 0.1%未満	2-エチルカブロン酸、2-ヘプタンカルボン酸、2-ブチルブタン酸	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH: 5 mg/m ³ (インハラブル粒子及び蒸気) ・奇形発生	ペンキのドライヤー、グリース製造、塩化ビニル安定剤
5	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート (110-49-6)	【86】 0.1%未満	2-メトキシエチルアセテート、酢酸メチルグリコール	GHS：生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH: 0.1 ppm ・造血機能障害；生殖障害 日本産衛学会: 5 ppm	接着剤、木材着色剤、光沢剤、塗料用溶剤
6	エチレンクロロヒドリン (107-07-3)	【87】 0.1%未満	2-クロロエタノール	GHS：発がん性「区分1」、生殖毒性「区分2」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ACGIH: 1 ppm (天井値) ・中枢神經障害；肝および腎損傷	医薬品、農薬、染料などの有機合成の中間体等
7	クメン (98-82-8)	【88】 1%未満	イソプロピルベンゼン、(1-メチルエチル)ベンゼン、フェニルプロパン	GHS：神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神經系の障害 ACGIH: 50 ppm ・眼、皮ふおよび上部気道刺激；中枢神經障害	有機合成(石炭酸、アセトンの製造)、航空ガソリンに混合、過酸化物、酸化促進剤等の原料
8	グルタルアルデヒド (111-30-8)	【89】 0.1%未満	グルタラールペニタン-1,5-ジアル、1,5-ペニタジオン	GHS:呼吸器感作性「区分1」、皮膚感作性「区分1」 ・中枢神經の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期又は反復ばく露による気道の障害 ACGIH: 0.05 ppm (天井値) ・上部気道、皮ふおよび眼刺激；中枢神經障害	内視鏡等医療器具の殺菌消毒剤。電子顕微鏡、写真用ゼラチンの架橋剤
9	クロロメタン (74-87-3)	【90】 0.1%未満	塩化メチル、モノクロロメタン	GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓、腎臓、中枢神經系の障害 ACGIH: 50 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・中枢神經障害；肝および腎損傷；精巣損傷；奇形発生 日本産衛学会: 50 ppm	ペイント剥離剤、プリント基板洗浄剤、金属脱脂洗浄剤等

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
10	N・N-ジメチルアセトアミド (127-19-5)	【95】 0.1%未満	酢酸ジメチルアミド、DMA	GHS: 生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による肝臓の障害 ACGIH: 10 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・肝損傷；胎児／胚損傷 日本産衛学会: 10 ppm	反応溶媒(脱離反応)、精製溶剤、樹脂溶剤、塗料はく離、医薬品関係
11	タリウムとその水溶性化合物 (タリウム:7440-28-0)、 (硝酸タリウム(I): 10102-45-1)、(酢酸タリウム:563-68-8)、 (硫酸タリウム: 7446-18-6) ※上記以外のタリウム化合物を含む	【98】 0.1%未満		GHS: 生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による循環器系、脳神経系、皮膚の障害 ACGIH: タリウムとして 0.1 mg/m ³ (経皮ふ侵入の危険) ・脱毛症	各種特殊合金材料
12	デカボラン (17702-41-9)	【99】 1%未満	ボロンハイドライド、 デカボロンテトラデカハイドライド、テトラデカヒドロデカボラン	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系の障害 ACGIH: 0.05 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・中枢神経痙攣；認識失調	触媒、燃料、イオンビーム発生源(LSIの高集積化)
13	二硝酸プロピレン (6423-43-4)	【103】 1%未満	二硝酸プロピレングリコール、プロピレングリコールジニトラート	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による神経系の障害 ACGIH: 0.05 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・頭痛；中枢神経障害	酸化剤、還元剤
14	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (117-81-7)	【108】 0.1%未満	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、1,2-ベンゼンジカルボン酸ビス(2-エチルヘキシル)、ジエチルヘキシルフタラート、DEHP	GHS: 生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による精巣、肝臓の障害のおそれ ACGIH: 5 mg/m ³ ・下部気道刺激 日本産衛学会: 5 mg/m ³	可塑剤として塩化ビニル製品等に添加
15	弗化ナトリウム (7681-49-4)	【109】 0.1%未満	フッ化ソーダ	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による呼吸器、神経系、腎臓の障害 ACGIH: 1 ppm (フッ素として) ・上部気道、眼及び皮膚刺激 日本産衛学会: 3 ppm (フッ化水素として)	防腐剤、殺菌剤、殺ソ剤、水道水のフッ素化剤、虫歯予防薬用
16	フルオロ酢酸ナトリウム (62-74-8)	【110】 1%未満	モノフルオル酢酸ナトリウム	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による心臓、精巣、神経系、腎臓、肝臓の障害 ACGIH: 0.05 mg/m ³ (経皮ふ侵入の危険) ・中枢神経障害；心臓障害；吐き気、恶心	農薬、殺鼠剤
17	2-ブロモプロパン (75-26-3)	【112】 0.1%未満	イソプロピルブロマイト	GHS: 生殖毒性「区分1」 ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・長期又は反復ばく露による精巣、卵巣、血液の障害 日本産衛学会: 1 ppm	合成原料(医薬中間体、農薬中間体、感光剤中間体)
18	ペンタボラン (19624-22-7)	【115】 1%未満		GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による中枢神経系、肝臓の障害 ACGIH: 0.005 ppm ・中枢神経痙攣；中枢神経障害	火薬、爆薬、ロケット燃料

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
19	メタクリロニトリル (126-98-7)	【116】 0.1%未満	2-シアノプロパン -1	GHS: 神経毒性「区分1」 ・長期又は反復ばく露による血液、中枢神経系、感覚器の障害 ACGIH: 1 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・中枢神経障害；眼および皮ふ刺激	樹脂合成用
20	メチレンビス(4-1-フェニレン)=ジイソシアネート (101-68-8)	【119】 0.1%未満	MDI、4,4'ーメチレンビスフェニルイソシアネート、4,4'ージフェニルメタンジイソシアネート	GHS: 特定標的臓器・全身毒性「呼吸器区分1」 進行性の「進行性肺機能低下」の懸念 ・長期又は反復ばく露による呼吸器の障害。特定化学物質であるトリレンジイソシアネートと並んで、呼吸器感作性を有する物質であり、広く使用されている。 ACGIH: 0.005 ppm ・気道感作 日本産衛学会: 0.05 mg/m ³	接着剤、塗料、スパンデックス繊維、合成皮革用、ウレタンエラストマーなどの原料
21	リフラクトリーセラミックファイバー	【120】 1%未満	人造鉱物繊維	IARC(発がん性): 2B	窯炉の天井、炉壁の耐火・断熱材、充填剤、パッキン材
22	りん化水素 (7803-51-2)	【121】 1%未満	ホスフィン	GHS: 神経毒性「区分1」。 ・吸入ばく露による神経系、呼吸器系、肝臓、消化管、心血管系の障害。植物検疫くん蒸剤として広く使用されている臭化メチルがオゾン層破壊物質として指定され、今まででも使用されてきたりん化水素が代替物質として注目されている。 ACGIH: 0.3 ppm ・上部気道および胃腸刺激；頭痛；中枢神経障害	植物検疫くん蒸剤、導体のドーピングガス

継続報告分（平成20・21年報告対象物）

23	テトラニトロメタン (509-14-8)	【102】 0.1%未満		IARC(発がん性): 2B ACGIH: 0.005 ppm ・眼刺激；上部気道刺激；上部気道がん	爆薬、ロケット推進薬用の酸化剤
24	四-ビニルシクロヘキセンジオキシド (106-87-6)	【107】 0.1%未満		IARC(発がん性): 2B ACGIH: 0.1 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・女性生殖機能損傷；男性生殖機能損傷	難燃剤原料、塗料原料
25	ヘキサクロロエタン (67-72-1)	【113】 0.1%未満	六塩化エタン	IARC(発がん性): 2B ACGIH: 1 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・肝および腎損傷	発煙筒用発煙剤、花火、家畜駆虫剤、アルミニウム鋳物脱ガス、脱酸剤（アルミニウム、マグネシウム、銅及びこれらの合金に用いられる）、切削油添加剤、塩化ビニル可塑剤、エッチングガス
26	アルファ・アルファージクロロトルエン (98-87-3)	【81】 0.1%未満	塩化ベンザル、二塩化ベンジリデン、(ジクロロメチル)ベンゼン、ベンザルクロリド、ベンジリデン=ジクロリド	IARC(発がん性): 2A EU(発がん性): 3	農薬原料、塗料原料
27	ウレタン (51-79-6)	【84】 0.1%未満	カルバミン酸エチル、エチルカルバメート	IARC(発がん性): 2A EU(発がん性): 2	生化学用 【ウレタン樹脂（ポリウレタン）は含まない】

*カルバミン酸エチルを指します。ウレタン樹脂（ポリウレタン）は含まない。

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
28	ジアゾメタン (334-88-3)	【91】 0.1%未満	アジメチレン、ジアジリン、ジアゾニウムチリド	IARC(発がん性) : 3 EU(発がん性) : 2 ACGIH: 0.2ppm ・上部気道および眼刺激	フェノールあるいはカルボン酸のメチル化剤
29	2, 4-ジアミノアニソール (615-05-4)	【92】 0.1%未満	4-メトキシ-1, 3-ベンゼンジアミン、4-メトキシメターフェニレンジアミン、3-アミノ-4-メトキシアニリン、2, 4-ジアミノフェニルメチルエーテル	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	
30	4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド (139-65-1)	【93】 0.1%未満	4, 4'-チオジアニリン、4, 4'-チオビス[アニリン]、ビス(4-アミノフェニル)スルフィド	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	
31	1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン (96-12-8)	【94】 0.1%未満	DBCP	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	登録が失効した農薬
32	ジメチルカルバモイル=クロリド (79-44-7)	【96】 0.1%未満	ジメチルカルバミン酸クロリド、ジメチルカルバミルクロライド、ジメチルカルバミッククロリド	IARC(発がん性) : 2A EU(発がん性) : 2	カーバメート系殺虫剤、染料、医薬品中間体
33	N,N-ジメチルニトロソアミン (62-75-9)	【97】 0.1%未満	N-ニトロソジメチルアミン	IARC(発がん性) : 2A EU(発がん性) : 2	口ケット推進剤成分の製造中間体、有機アミンの反応副生物
34	1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスパースブルー1) (2475-45-8)	【100】 0.1%未満		IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	染料
35	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (2425-06-1)	【101】 0.1%未満	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1, 2-ジカルボキシミド、ダイホルタン、カプタフォル	IARC(発がん性) : 2A EU(発がん性) : 2 ACGIH: 0.1 mg/m ³ (経皮ふ侵入の危険) ・皮ふ刺激	登録が失効した農薬
36	5-ニトロアセナフテン (602-87-9)	【104】 0.1%未満	1, 2-ジヒドロ-5-ニトロアセナフチレン	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	
37	2-ニトロプロパン (79-46-9)	【105】 0.1%未満	イソニトロプロパン	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2 ACGIH: 10 ppm ・肝損傷；肝がん	溶剤
38	パラーフェニルアゾアニリン (60-09-3)	【106】 0.1%未満	4-アミノアゾベンゼン	IARC(発がん性) : 2B EU(発がん性) : 2	

	物質名 (CAS No)	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)	用途の例
39	プロピレンイミン (75-55-8)	【111】 0.1%未満	2-メチルアジリジン、メチルエチレンイミン	IARC(発がん性)：2B EU(発がん性)：2 ACGIH: 0.2 ppm (経皮ふ侵入の危険) ・眼、皮ふおよび上部気道刺激 日本産衛学会: 2 ppm	
40	ヘキサメチルホスホリックトリアミド (680-31-9)	【114】 0.1%未満	ヘキサメチルリン酸トリアミド、リン酸トリス(ジメチルアミド)	IARC(発がん性)：2B EU(発がん性)：2	溶剤
41	メタンスルホン酸メチル (66-27-3)	【117】 0.1%未満	メチルメシレート、メチルメタンスルホネート	IARC(発がん性)：2A	
42	2-メチル-4-(2-トリアゾルアツ)アニリン (97-56-3)	【118】 0.1%未満	ソルベントイエロー-3	IARC(発がん性)：2B EU(発がん性)：2	
43	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル) (126-72-7)	【122】 0.1%未満	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)、トリス(2,3-ジプロモプロピル)ホスフェート	IARC(発がん性)：2A	プラスチック難燃剤、繊維合成

【参照】

・IARC: 国際がん研究機関の発がん性分類

区分 1 : ヒトに対して発がん性がある

区分 2 A : ヒトに対しておそらく発がん性がある

区分 2 B : ヒトに対して発がん性の可能性がある

区分 3 : ヒトに対する発がん性について分類できない

・GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム

・ACGIH: 米国産業衛生専門家会議の TLV「2009 TLVs and BEIs」
(ばく露限界値: TWA)

・日本産衛学会: 日本産業衛生学会の許容濃度

※ IARC、GHS および日本産衛学会については、最新の厚生労働省モデルMSDS の情報を参照しています。

4. 報告書の書き方

● 記入上の注意

(1)□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないでください。

(2)記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままにしてください。

(3)記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明りょうに記入してください。

(4)「対象物等の用途」が 9 以上ある場合には、2 枚目を使用してください。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入してください。

なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入をしないでください。

(5)氏名を記載し、押印するかわりに、署名することができます。

● 各項目の記入方法（変更されました！） *①から⑫までは p.9 の番号と一致しています。

①「事業の種類」は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入してください。

②「ばく露作業報告対象物の名称」は、3に掲げる報告を行う物(以下「ばく露作業報告対象物」という。)の名称を、③「コード」の欄は、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）に掲げる区分に応じて該当コードを、それぞれ記入してください。

③「対象物等の用途」は、ばく露作業報告対象物又はこれを含有する製剤その他の物（以下「ばく露作業報告対象物等」という。）の用途ごとに、**別表1**に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。

④「ばく露作業の種類」は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）について、**別表2**に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。ただし、コード30から49までに掲げるばく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50に、具体的なばく露作業の種類を記入してください。

別表：1

コード	用 途
01	ばく露作業報告対象物の製造
02	ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用（コード11に掲げるものを除く。）
03	製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用
04	溶剤、希釈又は溶媒としての使用
05	洗浄を目的とした使用
06	表面処理又は防錆（せい）を目的とした使用
07	顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用
08	除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥（はく）離等を目的とした使用
09	試薬としての使用
10	接着を目的とした使用
11	建材の製造を目的とした原料としての使用
12	その他

別表：2

コード	ばく露作業の種類
30	印刷の作業
31	搔（か）き落し、剥（はく）離又は回収の作業
32	乾燥の作業
33	計量、配合、注入、投入又は小分けの作業
34	サンプリング、分析、試験又は研究の作業
35	充填（てん）又は袋詰めの作業
36	消毒、滅菌又は燻（くん）蒸の作業
37	成型、加工又は発泡の作業
38	清掃又は廃棄物処理の作業
39	接着の作業
40	染色の作業
41	洗浄、払しよく、浸漬又は脱脂の作業
42	吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業
43	鋳造、溶融又は湯出しの作業
44	破碎、粉碎又はふるい分けの作業
45	はんだ付けの作業
46	吹付けの作業
47	保守、点検、分解、組立又は修理の作業
48	めつき等の表面処理の作業
49	ろ過、混合、攪（かく）拌（はん）、混練又は加熱の作業
50	その他

⑤「対象物等の名称」は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入してください。

なお、ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物（以下「対象物含有製剤」という。）の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等をもとに、「めつき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入してください。

⑥「年間製造・取扱い量」は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、以下の1.から6.のうち該当する番号を記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

(1. 500kg未満 2. 500kg以上1t未満 3. 1t以上10t未満 4. 10t以上100t未満 5. 100t以上1000t未満 6. 1000t以上)

⑦「作業1回当たりの製造・取扱い量」は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体は質量を、液体は体積を、気体は当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次に掲げるもののうち該当するものを記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し又は取り扱う場合のばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。「作業1回」とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中断し、又は終了するまでの間です。(1. 1kg未満又は1ℓ未満 2. 1kg以上1t未満又は1ℓ以上1kℓ未満 3. 1t以上又は1kℓ以上)

⑧「対象物等の物理的性状」は、ばく露作業におけるばく露作業報告対象物等の物理的性状について、次の1.から5.のうち該当する番号を記入する。

(1. ペレット状の固体 2. 結晶又は粒状の固体 3. 微細・軽量パウダー状の固体 4. 液体（練粉及び液状混合物を含む。） 5. 気体）

⑨「対象物等の温度」は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、次に掲げるもののうち該当する番号をする。

(1. 摂氏0度未満 2. 摂氏0度以上25度未満 3. 摂氏25度以上50度未満 4. 摂氏50度以上100度未満 5. 摂氏100度以上150度未満 6. 摂氏150度以上)

⑩「1日当たりの作業時間」は、当該ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次に掲げるもののうち該当する番号を記入する。

(1. 15分/日未満 2. 15分/日以上30分/日未満 3. 30分/日以上1時間/日未満 4. 1時間/日以上3時間/日未満 5. 3時間/日以上5時間/日未満 6. 5時間/日以上)

⑪「ばく露作業従事者数」は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次の1.から4.のうち該当する番号を記入する。

(1. 5人未満 2. 5人以上10人以下 3. 11人以上20人以下 4. 21人以上)

⑫「発散抑制措置の状況」は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入し、又は入力すること。ただし、以下の1.から4.までのいずれにも該当しない場合は、5.とし、具体的な発散抑制措置の状況をカッコ内に記入する。なお、2.以上に該当する場合は、その番号が小さいものから順に2つ選択して記入する。

(1. 密閉化設備の設置 2. 局所排気装置の設置 3. プッシュプル型換気装置の設置 4. 全体換気装置の設置 5. その他)

(注意) 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、④から⑫まで（⑥及び⑪を除く。）に規定する報告事項に関するいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入する。

様式第21号の7（第95条の6関係）（表面）

82002

有害物ばく露作業報告書

ページ / 前ページ

労働保険番号	事業場の名前	コード	対象年	7:平成
事業の種類	事業場の所在地	□□□	→	元年
ばく露作業報告対象物の名称	名稱	□□□	□□□	□□□

対象物等の用途	ばく露作業の種類	対象物等の名称	年間製造・取扱い量	作業1回当たりの製造・取扱い量	対象物等の物理的性状	対象物等の温度	1日当たりの作業時間	ばく露作業従事者数	発散抑制措置の状況 (右に詰めて記入する。)
1	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
2	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
3	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
4	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
5	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
6	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
7	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()
8	50の場合は具体的に ()								50の場合は具体的に ()

3 4 5 年月日 6 7 8 9 10 11 12 受付印

労働基準監督署長殿

5. Q&A

【報告の必要性】

問1 報告した情報はどのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 報告対象化学物質にはばく露するおそれがないと考えられる場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象化学物質を年間 500kg 以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については短時間の作業や発散抑制等の措置を講じた作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いいため、500kg 以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 対象化学物質の重合体（ポリマー）は報告が必要ですか。

(答) 報告は不要です。ただし、重合体（ポリマー）の製品中に対象化学物質の単量体（モノマー）が0.1%（対象物によつては 1%）以上含まれる場合には、報告が必要です。

問4 対象化学物質が工場プラント内で密閉化された状態で化学反応が進む場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告が必要ですか。

(答) 不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業の場合は、報告が必要です。

問5 リフラクトリーセラミックファイバーが工場設備に使われている場合に、報告が必要ですか。

(答) リフラクトリーセラミックファイバーが工場設備に使用されていることのみにおいては報告の必要はありません。ただし、廃棄物処理などでリフラクトリーセラミックファイバーの粉じん等にはばく露する作業がある場合には、報告が必要です。

問6 対象化学物質の輸送の場合は報告が必要ですか。

(答) 必要です。輸送の過程で、漏えいによってばく露の可能性があるため報告が必要です。

問7 対象化学物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における対象化学物質の製造又は取扱量が 500kg 以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 医療機関において、一酸化二窒素を麻酔用に使用したり、グルタルアルデヒドを医療器具の殺菌消毒に使用している場合にも報告が必要ですか。

(答) 医療機関における医療のための使用であっても、一酸化二窒素やグルタルアルデヒドなどの対象化学物質の年間の取扱量が 500 kg を超える場合には、報告が必要です。

問9 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。

(答) 成分として対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上の場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要ですが、農業経営者自らが農薬を使用する場合は、不要です。

問10 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただく場合には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省化学物質評価室（03-3502-6756）までお願いします。

【報告の様式や記載方法など】

問11 報告書様式の何が変更されたのですか。

(答) 報告項目と報告対象期間が見直されました。

報告項目は、2項目（「作業1回当たりの製造・取扱量」、「1日当たりの作業時間」）が追加され、4項目（「製剤等の製造量又は消費量」、「含有率」、「月当たりのばく露作業への従事時間」、「保護具の使用状況」）が削除されました。

報告対象期間は、年末の対象物質名を示した告示から、「その前年度の作業」報告（遡及報告）であった方式が、「その翌年の1年間の作業」報告方式に変わりました。すなわち、事業者の方があらかじめ対象物質であることを確認した上で、作業記録等を取り、これに基づいて報告します。これに伴い、「報告対象期間」の記載が「年度」から「年」になりました。

例) 21年末に告示した対象物質名について、**22年**1月1日から同年12月31日までの1年間に行われた作業を**23年**1月1日から同年3月31日までの間に報告します。

○ 次回（22年度版）報告スケジュール

21年度	22年度	23年度
★ 対象物質 の公表 (国) (10~12月)	ばく露作業報告 対象期間 1月	報告期間 (事業者) 12月 1~3月

問12 今回から新たな様式に変更していますが、前回までの様式は使用できますか。

(答) 今までの報告書様式は使用できません。お手数ですが、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

問13 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。

なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

問14 「作業1回当たりの製造・取扱い量」の作業1回当たりとはどういったものですか。

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。

例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたことになります。そのときの製造・取り扱い量については作業時間に拘わらず、製造・取り扱い量の多い量で回答して下さい。

問15 同じ作業であっても、作業や製品（ロット）ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変わる場合、「作業1回あたりの製造・取扱量」はどのように算出すればよいですか。

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱量」で算出します。作業や製品（ロット）ごとに、含有率や取扱量が変わることには、これら作業の中で、算出された最大の対象化学物質の量を報告してください。

問16 表示やMSDSに記載された対象化学物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

【リスク評価】

問17 報告書を利用した日本における化学物質のリスク評価はどのように行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「対象化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて当該化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。対象物質をどのくらいの量で、どのような有害性（毒性）を及ぼすかを評価し、許容濃度を定めるのが「有害性評価」であり、一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。また、その両者を比較し、当該物質のばく露の程度が有害性を及ぼす程度にあるか否かを評価するのが「リスク評価」です。（p.1の図を参照）

問18 ばく露評価における保護具の装着の有無の考慮、事業場の選定に当たっての労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無もばく露評価で考慮しています。また、今回の報告対象物質は、「生殖毒性」のある物質などを評価対象として選定しており、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業所における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問19 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定常的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定常的な作業についても、定期的に実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。

問20 今後は対象物質の粒子の大きさ、形状と測定の平準化、粉状品と塊状品との明確な区別、化合物ごとの規制を行っていくべきではないですか。

(答) リスク評価の中では、ばく露評価を実施しており、対象物質の性状、ばく露経路を考慮することとしております。また、粉状品と塊状品の別又は化合物の種類別に、リスクに明確な差異があるような場合には、詳細なリスク評価の中で、その時点得られた知見をもとに、化学的・物理的な性状を考慮した規制を検討することとします。

問21 今回の報告書様式は、新たに策定された「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか。

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照してください。

*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO(国際労働機関)等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0107-3c.pdf>

○ 関係法令

○ 労働安全衛生法（抜粋）

(報告等)

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○ 労働安全衛生規則（抜粋）

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにばく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

○ お問い合わせ

このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/index.html>) で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>) からも参照いただけます。